

静岡県告示第297号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
一般財団法人 静岡県交通安 全協会湖西地 区支部	<u>湖西市新居町</u> 新居3380番地 <u>の268</u>	<u>湖西市新居町新</u> <u>居3380番地の</u> <u>268 湖西警察</u> <u>署内</u>	一般財団法人 静岡県交通安 全協会湖西地 区支部	<u>湖西市古見</u> <u>1035番地の1</u>	<u>湖西市古見1035</u> <u>番地の1 湖西</u> <u>警察署内</u>
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は令和3年3月22日から適用する。